

議案第67号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、生活保護業務に係る体制の充実強化、県費負担教職員の給与負担等の移譲への対応等に伴う増員及び保育所の民営化、小学校給食調理等業務の民間委託、事務事業の見直し等に伴う減員のため、職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,001人」を「6,033人」に、「611人」を「627人」に改め、同項第2号中「1,137人」を「1,103人」に改め、同項第4号中「25人」を「26人」に改め、同項第8号中「587人」を「588人」に改め、同項第9号中「1,050人」を「1,054人」に改め、同項中「合計 9,273人」を「合計 9,277人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。